

令和6年度

第2回 定期監査の結果に関する報告

( 監査期間：令和6年8月1日から令和6年11月28日まで )

教育委員会  
議会事務局

令和6（2024）年11月28日提出

郡山市監査委員



6 郡監査第845号  
令和 6 (2024) 年11月28日

郡山市議会議長  
郡山市長  
郡山市教育委員会

郡山市監査委員	藤 橋 桂 市
郡山市監査委員	三 部 夕 貴
郡山市監査委員	大 城 宏 之
郡山市監査委員	折 笠 正

令和 6 年度第 2 回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、  
同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。



# 令和6年度 第2回 定期監査の結果に関する報告

## 目 次

第1 準 拠 基 準 .....	1
第2 監 査 の 概 要 .....	1
1 監 査 の 種 類 .....	1
2 監 査 の 対 象 .....	1
3 監 査 の 着 眼 点 .....	2
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容 .....	2
5 監 査 の 日 程 及 び 実 施 場 所 .....	2
第3 監 査 の 結 果 .....	3
改善を要する事項（指摘事項） .....	4
1 収入事務について .....	4
2 支出事務について .....	5
3 その他の事務について .....	6
第4 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見 .....	8



# 令和6年度 第2回 定期監査の結果に関する報告

## 第1 準拠基準

郡山市監査基準

## 第2 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

### 2 監査の対象

#### (1) 対象範囲

令和6年4月1日から令和6年7月31日までに執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

#### (2) 対象部局

##### ア 教育委員会

教育委員会事務局教育総務部

(小中学校及び義務教育学校の財務事務は、教育総務部が所管)

総務課	生涯学習課	公民館等	図書館
勤労青少年ホーム	美術館	小学校	中学校
義務教育学校			

教育委員会事務局学校教育部

学校管理課	学校教育推進課	教育研修センター	総合教育支援センター
-------	---------	----------	------------

なお、公民館等（44館）、小学校（49校）、中学校（25校）、義務教育学校（2校）については、次の施設を抽出して実施した。

公民館等（23館）

中央公民館	清水台地域公民館	開成地域公民館	名倉地域公民館
久留米地域公民館	薫地域公民館	東部地域公民館	緑ヶ丘地域公民館
富田公民館	富田東地域公民館	富田西地域公民館	片平公民館
喜久田公民館	日和田公民館	富久山公民館	行徳地域公民館
八山田地域公民館	熱海公民館	田村公民館	高瀬地域公民館
二瀬地域公民館	富久山総合学習センター	富久山総合学習センター別館	

#### 小学校（25校）

芳山小学校	橘小学校	開成小学校	芳賀小学校
富田小学校	富田西小学校	大槻小学校	東芳小学校
桑野小学校	大成小学校	緑ヶ丘第一小学校	安積第一小学校
安積第二小学校	柴宮小学校	三和小学校	多田野小学校
片平小学校	喜久田小学校	高倉小学校	行健小学校
明健小学校	安子島小学校	守山小学校	御館小学校
海老根小学校			

#### 中学校（11校）

郡山第一中学校	郡山第二中学校	郡山第四中学校	郡山第五中学校
大槻中学校	安積第二中学校	三穂田中学校	逢瀬中学校
日和田中学校	守山中学校	御館中学校	

#### 義務教育学校（2校）

西田学園	湖南小中学校
------	--------

#### イ 議会事務局

### 3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

### 4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問

### 5 監査の日程及び実施場所

- (1) 日程

令和6年8月1日から令和6年11月28日まで

- (2) 実施場所

監査委員室

- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

令和6年11月28日

### 第3 監査の結果

事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織及び運営の合理化に努めているかについて監査したが、次のとおり**改善を要する事項（指摘事項）**があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

## 改善を要する事項（指摘事項）

### 1 収入事務について

#### (1) 調定事務

##### ア 歳入の調定に適切でないものがあった。

郡山市財務規則第34条第1項の規定により、収入権者は、歳入の調定をするときは、財務会計システムに登録し、調定をしなければならないが、収入金額を誤って調定しているものがあった。

緑ヶ丘地域公民館

##### イ 行政財産目的外使用に係る私用光熱水料の算定に誤りがあった。

歳入の調定は、地方自治法施行令第154条の規定により当該歳入について調査し、また、行政財産目的外使用許可を受けた者は、郡山市財産管理事務要領第16条第1項の規定により、使用の形態、使用面積に応じ光熱水費等を負担しなければならないが、施設使用に係る電気料の算定に誤りがあった。

学校管理課

#### (2) 徴収事務

##### ア 使用料の徴収をしていないものがあった。

使用者が使用料を納付する前に使用しないこととなった場合には、郡山市立公民館条例第8条の2の規定により、使用料を徴収することとなるが、徴収していないものがあった。

富田東地域公民館

##### イ 使用料の算定を誤って徴収しているものがあった。

公民館の施設及び設備を使用しようとする者は、郡山市立公民館条例第8条の規定により、使用料を使用前までに納付しなければならないが、施設使用料及び冷暖房設備使用料の算定を誤って徴収しているものがあった。

富久山公民館

#### (3) 現金取扱事務

##### ア 収納した現金の保管に適切でないものがあった。

使用料、手数料又は実費徴収金として収納した現金については、郡山市財務規則第48条第5項の規定により、10,000円を限度額として、収納した日の属する月の末日まで保管することができるが、当該現金の保管に適切でないものがあった。

##### (ア) 保管期限を超えて現金を保管しているもの

名倉地域公民館 田村公民館 富久山総合学習センター別館  
中央図書館

(イ) 保管限度額を超えて現金を保管しているもの

薫地域公民館

(ウ) 保管限度額及び期限を超えて現金を保管しているもの

富久山公民館

(エ) 保管期限を超えて現金を保管しているもの。併せて、現金等出納簿に払込日を記載していないもの（郡山市財務規則第48条第6項及び第142条）

三穂田中学校

**イ 収納金等出納簿に収納金の受払いを記載していないものがあつた。**

現金を収納し保管する際は、郡山市財務規則第48条第6項及び第142条の規定により、現金等出納簿等を整理しなければならないが、収納金等出納簿に収納金の受払いを記載していないものがあつた。

喜久田公民館

**ウ 収納金の払込みをした際に、他の出納員等の照合を受けていないものがあつた。**

収納した現金の払込みをしたときは、郡山市財務規則第48条第6項及び第142条の規定により、他の出納員等の照合を受け、確認の認印を受けなければならないが、払込・保管確認者印欄がない現金等出納簿を使用し、他の出納員等の照合を受けていないものがあつた。

また、使用料、手数料又は実費徴収金として収納した現金については、第48条第5項の規定により、収納した日の属する月の末日まで保管することができるが、保管期限を超えて保管しているものがあつた。

湖南小中学校

## **2 支出事務について**

### **(1) 支出一般**

**当該支出に関係がない請求書を添付し、支出命令をしているものがあつた。**

支出における請求書は、支出の根拠となる重要な証拠書類であり、郡山市財務規則第55条第1項の規定により、支出権者は支出命令の際に照合すべきものであるが、財務会計システムにおいて、当該支出に関係がない請求書を添付し、支出命令をしているものがあつた。

湖南小中学校

### **(2) 旅費支出事務**

**職員の旅費支出に誤っているものがあつた。**

郡山市職員等の旅費取扱規則第8条第1項第3号ウの規定により旅費を計算する場合において、参照すべき路程を使用せずに計算したため、職員の旅費支出に誤っているものがあつた。

富田西地域公民館

### 3 その他の事務について

#### (1) 使用許可事務

**ア 規則に定める様式によらない使用変更許可申請書を受理し、変更を許可しているものがあつた。**

施設の使用許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則の規定により、使用変更許可申請書を提出しなければならないが、当該使用許可を受けた者から規則に定める様式によらない使用変更許可申請書を受理し、変更を許可しているものがあつた。

(ア) 郡山市ふれあいセンター条例施行規則の様式ではなく郡山市立公民館条例施行規則の様式を使用したもの  
緑ヶ丘地域公民館

(イ) 郡山市立公民館条例施行規則の様式ではなく郡山市ふれあいセンター条例施行規則の様式を使用したもの  
喜久田公民館

**イ 使用変更許可申請書を受理せずに、使用日の変更を許可しているものがあつた。**

公民館の使用許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、郡山市立公民館条例施行規則第4条の規定により、郡山市立公民館使用変更許可申請書を提出し、変更の許可を受けなければならないが、当該使用許可を受けた者から変更の申請書を受理せずに、使用日の変更を許可しているものがあつた。

喜久田公民館

**ウ 施設の使用取りやめに必要な承認手続きを行っていないものがあつた。**

体育施設の利用者が使用の取りやめを申し出ようとするときは、郡山市体育施設条例施行規則第5条第1項の規定により、郡山市体育施設使用取りやめ願書を提出しなければならないが、当該利用者から使用とりやめ願書を受理していなかったため、同条第2項の規定による郡山市体育施設使用取りやめ承認書を申請人に交付していないものがあつた。

喜久田公民館 日和田公民館 田村公民館

**エ 施設の使用許可をする際に、使用料及び免除額の算定を誤っているものがあつた。**

公民館の施設及び設備を使用しようとする者は、郡山市立公民館条例第4条の規定により、教育委員会の許可を受けなければならないが、施設の使用許可をする際に、使用料及び免除額の算定を誤っているものがあつた。また、使用許可の事務処理日を誤って記載しているものがあつた。

日和田公民館

**オ 使用料免除団体から使用料を徴収しているものがあった。**

公民館の利用者が納付すべき使用料は、郡山市立公民館条例第9条の規定により、その全部又は一部を免除することができるが、使用料免除団体から使用料を徴収しているものがあった。

富田東地域公民館 日和田公民館

**カ 屋外運動場夜間照明設備使用許可に係る事務に適切でないものがあった。**

屋外運動場夜間照明設備使用許可事務については、郡山市立学校施設使用に関する条例第7条及び郡山市立学校管理規則第33条の5の規定により適切に行わなければならないが、当該許可事務に適切でないものがあった。

(ア) 現金を収納した日と異なる日付で領収書及び使用許可書を交付しているもの

富田西小学校

(イ) 年度当初に年間での使用に係る使用許可申請書を受領し、使用許可書を交付する際、夜間照明設備使用料を徴収していないもの

柴宮小学校

(ウ) 使用許可書を交付する際に使用料を徴収していないもの及び使用許可申請書の一部に記載漏れがあったもの

西田学園

## 第4 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて意見を次のとおり提出する。

### 1 収納した現金の取扱について

収納した現金の取扱については、郡山市財務規則第48条の規定により、速やかな指定金融機関等への払込みを原則としているが、使用料、手数料又は実費徴収金として収納した現金については10,000円を保管限度額として、収納した日の属する月の末日まで保管が認められている。

取扱う現金は施設の種類や規模により金額の大きさに差があり、指定金融機関等へ払込みを行うタイミングや頻度もそれぞれ異なっているが、一部の施設においては、保管期限及び保管限度額を認識していながらも、その日の人員配置や業務等の都合により、期限内の払込みができなかった事例が今回の定期監査において確認されている。

現金取扱上の事故を防止するため、保管期限及び保管限度額を設定することは必要な措置と考えられるが、規則に沿った対応が現実的には困難な場合もあることから、人員の配置状況等、施設の運営体制の現状を踏まえた人的側面への対応を検討するとともに、リスク管理の視点から保管期限及び保管限度額のあり方について総合的に検討されたい。

### 2 学校屋外運動場夜間照明設備使用許可事務について

学校屋外運動場夜間照明設備使用許可事務については、これまでも定期監査において度々指摘し、関係法令等に沿った適正な事務処理を行うよう改善を求めてきたところであるが、今回の定期監査においても、一部学校の屋外運動場夜間照明設備使用許可事務が条例及び規則に基づき行われていない旨を指摘している。

事務処理に誤りが生じた原因を個別の事案に応じて調査分析し、改善策を検討することは当面の措置として重要であるが、日々学校運営とその事務に追われている学校現場の実情を考慮した対策の検討も必要と考えられる。

業務のDX化やキャッシュレス化の視点も取り入れながら、使用料の徴収を含め、申請から使用許可までの一連の事務手続きの更なる簡素化と効率化に向けて取組むとともに、学校屋外運動場夜間照明設備使用許可事務の抜本的な見直しを検討されたい。